

野田市情報公開条例に関する事例集

目次

開示請求対象文書の変更又は訂正に関する事例

- 1 行政文書開示請求書受理後の開示請求対象文書の変更又は訂正は、文書によらなければ効力は発生しないとされた事例（条例第4条関係）

・・・・・・・・ 1

公務員等の職務の遂行の内容に係る部分に関する事例

- 1 指定管理者の職員の出退勤時間及び休暇に関する情報の開示・不開示（条例第6条第2号関係）

・・・・・・・・ 2

- 2 附属機関の学識経験者を選出区分とする委員又は専門委員の専門性を示す情報の開示・不開示（条例第6条第2号関係）

・・・・・・・・ 7

開示請求対象文書の変更又は訂正に関する事例

1 開示請求書受理後の開示請求対象文書の変更又は訂正は、文書によらなければ効力は発生しないとされた事例（条例第4条関係）

- ・開示請求書に記載された開示請求対象文書

「野田市自治会連合会の総会記念品の配布先が分かる文書」

- ・開示請求書受理後に口頭により変更の申出を受けた後の開示請求対象文書

「野田市自治会連合会の総会記念品の配布先リスト」

- ・当初の実施機関の決定

リストは作成も取得もしていないとして、「文書不存在による請求拒否」の決定をし、行政文書開示請求書の記載の変更がなされないまま、行政文書開示請求拒否通知書を交付した。

- ・審査会の結論（概略）

条例第4条には、「行政文書の開示を請求しようとする者は、実施機関に対し、請求に係る行政文書を特定するために必要な事項その他所定の事項を記載した書面を提出しなければならない」と規定されているところ、その趣旨は、請求に係る事実関係を明らかにし、後日の紛争を防止する等手続の正確を期するためである。

そして、その趣旨は、開示請求対象文書を変更又は訂正するに際しても当てはまるものであり、その変更又は訂正は文書によらなければならない。

したがって、口頭による開示請求対象文書の変更については、開示請求者も口頭で変更の申出をしたことを認めているところではあるが、行政文書開示請求書の記載の変更がなされていないため、その効力はいまだ発生していない。

よって、開示請求対象文書は、行政文書開示請求書に記載されている「野田市自治会連合会の総会記念品の配布先が分かる文書」であるから、これに対応する行政文書を特定し、開示等の決定を行うべきである。

野田市情報公開不服審査会の平成20年8月26日付け答申から

野田市情報公開不服審査会は、野田市情報公開・個人情報保護審査会を平成23年4月1日に設置した際に廃止

公務員等の職務の遂行の内容に係る部分に関する事例

1 指定管理者の職員の出退勤時間及び休暇に関する情報の開示・不開示（条例第6条第2号関係）

対象行政文書（3件の事例をまとめて記載）

- ・野田市郷土博物館・市民会館館務日誌及び夜間管理業務日誌
- ・野田市郷土博物館・市民会館において指定管理者業務に従事する指定管理者の職員に係る「タイムカード」、「時間外労働下命・実施記録シート」及び「休日出勤下命記録シート」

【審査会が示した考え方】

(1) 考え方の原則

野田市情報公開条例（平成8年野田市条例第25号。以下「条例」という。）第6条第2号には、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は他の情報と照合することにより識別され得るものは、原則として不開示情報に該当すること及び当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分等は、例外として不開示情報に該当しないことが規定されている。

ここでいう「他の情報」とは、公になっている情報に限られず、特定の者（開示の請求をした者）が入手できる情報も含まれると解するべきである。

このため、例えば、複数の情報が記録されている1件の行政文書について、ある時はAという情報の開示の請求をし、その開示の決定を受け、また、別の時にはBという情報の開示の請求をし、その開示の決定を受けるといように、情報を積み上げ、それらの情報を照合することで個人を特定することが可能となる情報についても考慮しなければならない。

このことは、様々な視点から開示の請求をする者が一人であっても困難なことであるが、複数人が別々に様々な情報を取得して照合することもあり、その上、条例第10条の規定により開示等決定の期限があることから、情報公開事務において、個人情報完全に保護することは、非常に困難なことであることは理解できる。当審査会においても、本件の判断に当たっては、慎重に審議したが、非常に困難なものであった。

(2) 指定管理者の職員について

また、指定管理者の職員は、条例第6条第2号に規定する公務員等には含まれないが、公の施設の管理に従事することから、公務員等に準じて扱うという実施機関の運用は、公開性の向上が図られており、評価できるものである。

(3) 考え方の指針

本件に先立ち館務日誌の雛形を開示しており、そこには就業者の氏名が記載されているから、本件の開示を検討するに際しては、本件で就業者の氏名を非開示にしても館務日誌の雛形に記載されている就業者の氏名という他の情報からその就業者が特定され得るかどうか問題となる。

また、異議申立人は別の文書（情報）も開示請求しており、さらには上記の実施機関の運用から別の情報もいずれ開示されることもあり得るから、本件の情報の開示はそれらの情報を総合的に考察して決める必要がある。

もう少し具体的にいうと、実施機関が既に開示の実施をしている「平成25年度野田市郷土博物館及び野田市市民会館業務報告書」に含まれる館務日誌の雛形の就業者氏名の欄の氏名は、指定管理業務の遂行の内容に係る部分であって保護すべき個人情報に該当しないと判断できるため、開示すべき情報である。

しかし、館務日誌の就業者氏名の欄の氏名の記載の位置は、一定であり、就業時間の欄の情報と結び付くことから、雛形ではない日誌の開示において、就業者氏名の欄の氏名を不開示としても、特定の個人の就業時間の欄の情報が明らかになる。

特定の個人の就業時間の欄の情報が1年分あれば、賃金台帳や時間外勤務に関する記録簿等の氏名を不開示としたとしても、就業日数や時間外勤務をした日及び時間を賃金台帳や時間外勤務に関する記録簿等の同様の情報と照合することで、特定の個人の賃金台帳や時間外勤務に関する記録簿等を識別することが可能となる。

このため、指定管理業務に従事する職員の情報を公務員等に準じて扱う実施機関の運用に即して、より多くの情報を公開することを考えると、館務日誌のみの開示の請求であったとしても、館務日誌の情報と結び付くタイムカード、時間外勤務等の記録簿、賃金台帳等の情報を含めて開示の請求に対する方針を決定し、それに即した形で開示等決定をすべきである。

そこで、まず具体的な情報についての一般的な考え方を示し、次に他の情報が

ら特定の個人が識別され得るかどうかを検討する。

- (4) 具体的な情報についての開示の一般的な考え方（単独で開示請求がなされた場合）と他の情報から特定の個人が識別され得るかどうかの検討

館務日誌

ア 就業時間に関する情報

館務日誌は、就業者氏名の欄の氏名を不開示とすることで、就業時間の欄の情報を全て開示することができるものと考えられる。しかし、館務日誌の雛形に氏名が記載されており、雛形のみ開示の請求に対しては、当該氏名を不開示とすることはできない。このことから、以下の判断は、館務日誌の就業時間の欄の情報が特定の個人と結び付くことを前提としたものとなる。

イ 休暇に関する情報

当該日時において、当該職員が定められた手続を経て休暇を取得したことにより職務に従事していないことを示すものであると同時に、当該職員の私生活に関わる情報をも示すものであるといえる。さらには、休暇の取得の法則性から、当該職員的生活行動様式までもが明らかになる可能性もある。年次有給休暇の取得日数についても、年次有給休暇自体が定められた日数の範囲内で、職員が自由に取得できる性質のものであるから、職員の私生活に関わるものであるといえる。

このため、休暇に関する情報は、職務との関連よりも職員の私生活に関わる面が大きいことから、不開示とすべき情報に該当する。

ウ 時間外勤務に関する情報

当該職員の収入の多寡を推知することができる情報であり、職務との関連よりも職員の私事に関する情報としての面が大きいことから、不開示とすべき情報に該当する。

エ 出勤時間及び退勤時間に関する情報

定時の勤務に係る時間であれば、定時の勤務時間とずれが生じていたとしても、定時の就業と密接に関係する情報であることから、不開示とすべき情報とまではいえない。

ただし、特定非営利活動法人野田文化広場のパートタイマー就業規則の適用を受ける職員の給与は時給制であることから、当該職員の勤務に係る時間は、その全てが上記ウ時間外勤務に関する情報と同様に考えられ、不開示と

すべき情報に該当する。

オ まとめ

これらのことから、館務日誌における就業時間の欄の情報は、時間外勤務（休日出勤を含む。）に係る時間及び休暇（代休を含む。）に関する情報並びにパートタイマーの勤務時間に係る情報は不開示とすべきであるが、定時の勤務に係る時間は開示すべきである。

なお、館長は、特定非営利活動法人野田文化広場の就業規則（以下「就業規則」という。）第21条の規定により勤務時間等の規定が適用されないことから、出退勤の時間及び休日はその裁量に任されていると考えられるが、入館及び退館の時刻をタイムカードに打刻し、その時刻を同欄に転記していることから、館長の当該時刻は、館長の勤務時間と密接な関係があると考えられる。このことから、館長の当該時刻は、不開示とすべき情報とまではいえない。ただし、館長に対しても適用される休暇又は深夜労働に関する情報については、他の職員のこれらの情報と同様、職務との関連よりも館長の私事に関わる面が大きいことから、不開示とすべき情報に該当する。

タイムカードの情報

館務日誌における考え方と同様、時間外勤務に関する情報及び休暇に関する情報並びにパートタイマーの勤務時間に係る情報を除き、開示すべきである。

時間外労働下命・実施記録シート

個人の氏名を不開示とすることにより、日付及び時間の情報を開示したとしても、特定の個人が識別され得るとはいえないことから、個人の氏名を除き、開示すべきであると考えが、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得る場合もあることから、事案ごとに慎重に検討する必要がある。

休日出勤下命記録シート

個人の氏名を不開示とすることにより、日付及び時間の情報を開示したとしても、特定の個人が識別され得るとはいえないことから、個人の氏名を除き、開示すべきであると考えが、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得る場合もあることから、事案ごとに慎重に検討する必要がある。

その他

（開示すべき日付の欄に、不開示とすべき休暇に関する情報が記載されていた場合

の当該情報の開示・不開示の判断)

例えば、ある様式において、開示すべき情報を記載する欄があった場合であって当該欄に不開示とすべき情報が記載されているときに、当該不開示とすべき情報を開示しなければならないということはない。開示等の判断は、情報の内容について行うことが妥当である。

野田市情報公開・個人情報保護審査会の平成27年12月28日付けの3件の答申から

2 附属機関の学識経験者を選出区分とする委員又は専門委員の専門性を示す情報の開示・不開示（条例第6条第2号関係）

・審査会の考え方について

(1) 慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報

学識経験者としての委員に選任されている者のうち、弁護士、税理士、大学教授等の専門的な知見を有する者として広く認知されている職業に就いている者については、職業自体は、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報ということができる。ただし、所属事務所、大学、学部、役職等のどの項目までが慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報であるかを明確に線引きすることは困難である。

以上のことから、学識経験者としての委員に選任されている者の委員選出に関する判断要素となる情報は、全ての項目において、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されているものとまではいえないと判断する。

(2) 職務の遂行に係る情報

審議会の委員は、非常勤特別職の公務員であり、市の附属機関である審議会において調査審議等を行っている。こうしたことから、学識経験者として選任された委員がどのような学識経験を有しているかについては、職務遂行の内容に係る情報として、条例第6条第2号ウに該当し、不開示情報には該当しないものと判断すべきである。

そこで、学識経験者として選任された委員の何が学識経験を有している情報に該当するかを具体的に検討する。

任命権者は、その者が備えている学識経験が、それぞれの審議会の所掌する事務にふさわしいかを判断した上で、委員を選出するものであって、その者が就いている職やその者が持つ資格、特技、経験等の情報が学識経験に結び付いていると考えられる。したがって、これらの情報のうち、委員選出に関する判断要素と密接に関連しているものが職務遂行の内容に係る情報に該当すると判断するのが原則である。

これに当てはめて考えると、専門的な知見を有する者として広く認知されている職業である弁護士、税理士、大学教授等であることを根拠に選任された委員及び業界団体等から選任された委員については、当該委員の職業及び

その役職等（以下「職業等」という。）は、委員選出に関する判断要素と密接に関連していることから、その所属先の名称（例えば、弁護士であれば所属する事務所の名称、大学教授であれば所属する大学及び学部の名称）も含め、不開示情報には該当しないものと判断すべきである。

一方、上記に掲げる者以外の者については、その者の職業等が委員選出に関する判断要素と直接関係しない場合は、当該委員の職業等の情報は、職務遂行の内容に係る情報とはいえ、個人の正当な利益を害するおそれがあることから、不開示情報とすべきである。このような場合、開示の対象となる委員選出に関する判断要素となる情報は、どの情報がその者の学識経験と結び付いているのかを個別具体的に判断すべきである。

上記は、附属機関の委員の情報についての考え方であるが、専門委員の情報についての考え方も同様の見解が示されている。

・ 審査会の答申の付言

審査請求人が開示を求める情報を前記の基準に基づいて個別に検討した結果、記載されている情報が委員がどのような学識経験を有しているかを判断するためのその者が就いている職やその者が持つ資格、特技、経験等の情報とは結び付いていないので開示することはできないという結論になった。

それは開示請求対象文書が事務局が委員との間で事務連絡するために作成した文書であるという性格から来る制約である。

一方、視野をもう少し広げると、委員がどのような学識経験を有しているかは、選任権者である市長が委員に何を期待しているか、また、選任された委員が何の学識経験を審議会の審議に生かせるかを明らかにする情報である。

野田市では公表用の委員名簿というものがあり、公表されている。

上記の観点からすれば、公表用の委員名簿には、委員名のほかに、上記のその者が就いている職やその者が持つ資格、特技、経験等の情報が簡潔でもいいから掲載されることが望ましいと考える。

それは、審議会の委員が非常勤特別職の公務員であるという性格に由来すると考える。

もっとも誤解のないように言えば、上記の特技、経験とは専門家ということではなく、野田市という地方自治体にあっては例えば「地域の実情に詳しい人」

というようなこともありうると考えられる。

また、各委員の了解を得ることも必要であると思われる。

市長におかれては、各審議会においては上記の趣旨をご考慮の上、ご検討をお願いしたい。

野田市情報公開・個人情報保護審査会の平成29年9月7日付けの7件の答申から